

福祉用具 保険給付制度維持を

1面のつづき

介護保険法では、福祉用具を「要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの」だとし、車いす、介護ベッド、歩行器など13品目の貸与・購入費用を保険から給付しています。

政府は2006年4月の制度改悪で、要介護1と要支援1、2の人への車いすや介護ベッドの給付を制限しました。今回の見直しは、要支援から要介護2までの給付を「原則自己負担」（一部補助）

とするもの。福祉用具国民会議は、「福祉用具レンタル利用者の40%から50%が利用できなくなる」と指摘しています。「自立支援」という制度の理念を踏みにじるもので

福祉用具国民会議は、6月には東京都内で公開討論会を開き、軽度者への給付抑制に反対し、制度維持を求める署名を呼び掛けてきました。

運営委員を務める長谷川俊和さん（福祉用具会社）は「軽度者と

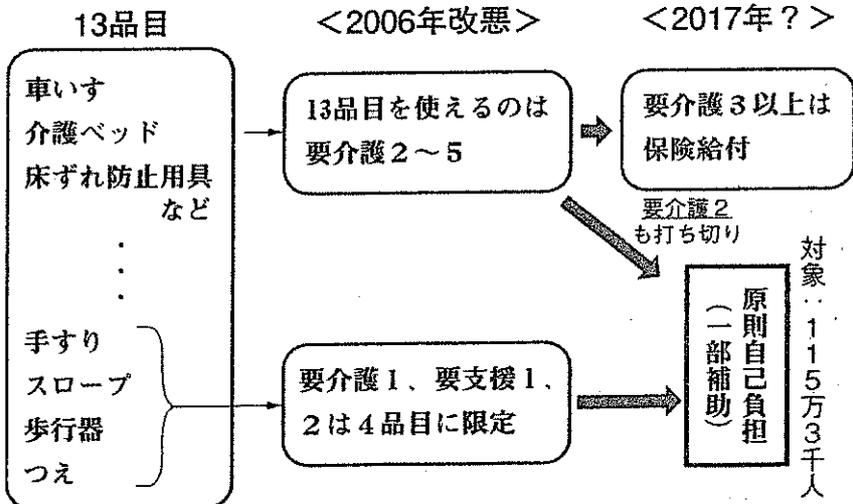
で一番状態が変わりやすい方々です。自立した生活を支える福祉用具を取り上げてしまうのは大問題」と指摘。介護ベッドを使っているから起き上がりにトイレまで行くことができる人が、もし借りられなくなって布団の生活になれば、寝たきりになるなどもっと悪くなる可能性も十分想定できます」と話します。

日本福祉用具供給協会が利用者から聞き取った調査では、自己負担になれば、福祉用具の種類により約3割が

代替としてヘルパーを利用すると回答。散歩などの外出では「あきらめる」との回答が7割を超えるものもあり、介護・医療費の増大と介護人材不足に拍車をかけると指摘しています。

自己負担となれば、身体の状態が変化したり機器に不具合が出た場合、交換や整備など柔軟に対応できなくなることも指摘されています。「例えばつえの先のゴムも業者が交換やメンテナンスをします。一度買ってしまうとなかなかメン

福祉用具 貸与サービスの変遷



テナンスがされず、使いつらいものを使うと症状が悪化することも

ある。レンタルというシステムであれば維持できます」（長谷川さん）

福祉用具の利用は家族や介護者側の負担軽減にもつながっています。

医療・介護ベッド安全普及協議会の介護労働者への聞き取り調査（3月公表）では「介護ベッドなどがあれば、身体的な負担だけでなく、精神的なストレスの軽減になる」との実態が報告されています。

長谷川さんは、「福祉用具は介護士や家族の負担軽減にとって、福祉用具の必要性は今後も高いと思います。現行の制度を維持してほしい」と訴えています。

（北野ひろみ）